

「介護予防・生活支援体制づくり事業補助金」について

Q：事業の目的はなんですか？

A：介護予防のための「通いの場」（サロン、お茶会、食事会、交流会、体操、レクリエーション等）や支え合いのための「生活支援」（ゴミ出し、電球の交換、買い物等の援助や見守り活動）について、地域の高齢者が身近な場所において気軽に集える居場所づくりを推進することを目的とし、ボランティアや任意団体及び住民が自主的に実施するサロン活動に支援するものです。

Q：参加者は元気な高齢者だけですか？

A：どなたでも参加できます。要介護認定者や障害をお持ちの方、小さなお子さんのいる親子さんなど様々な方が参加できますが、65歳以上の方が概ね8人以上登録していただく必要があります。

Q：65歳以上の参加者が必ず概ね8人以上いない日の補助金はもらえないのですか？

A：なるべく多くの方に継続していただきたいので、ぎりぎりの人数での登録は継続実施に繋がりにくいため、たくさんの方に声をかけていただき実施してください。65歳以上の方が概ね8人に達しないときは、その実施日の補助金は交付できません。

Q：季節の農作業等により、参加者が概ね8人に満たない月があるのですが、申請することはできますか？

A：なるべく参加できる日程を検討して実施してください。

Q：自宅の一部を利用して取組みたいのですが、申請できますか？

A：実施は可能ですが、なるべく一部の方だけの参加にならないよう地域自治会や民生委員等と相談しながら、地域の会館や公民館などを使用して実施してください。できれば地域のたくさんの方と協力して実施してください。

Q：補助対象の要件として、「生活支援コーディネーターと一緒に、介護予防や支え合い活動を推進すること。」になっていますが、どのようなことを行うのですか？

A：毎回一緒に活動する必要はありませんが、年間の事業計画策定や介護予防や地域の支え合い活動に対する相談やアドバイスを受けるために活用してください。

Q：1 回当たり 1,000 円の補助金の内容はどんなものに使えますか？

A：電気使用料、ガス使用料、上下水道使用料、会場使用料、灯油代、消耗品代、お茶代など運営に必要と認められる経費を対象とします。弁当代など対象とならない経費もありますので、詳しくは、包括支援センターにお問い合わせください。

Q：1 回当たり 1,000 円の補助金となっていますが、月何回まで対象となりますか？

A：一か月あたり 3 回までとし、年間では 36 回（36,000 円）を上限とします。

Q：必ず 1 時間 30 分以上実施しなければいけないのですか？

A：活動時間は、準備や後片付けを含めて 1 時間 30 分の実施でかまいません。

Q：他の団体から補助金をもらって活動していますが、町の事業以外の補助金なら申請しても大丈夫ですか？

A：社会福祉協議会の地域サロン活動支援事業との併用は認められません。他の補助金をもらっていて不明なときは、地域包括支援センターへご相談ください。

Q：利用料（会費等）はもらっていいのですか？

A：補助金だけでは運営費が不足する可能性も考えられますので、徴収は可能と考えます。

Q：補助金の手続きが面倒なのですか？

A：申請は必ずしていただくことになります。記入の仕方や、不明な点をご説明しますので、地域包括支援センターまでご相談ください。

Q：ミニデイサービスに参加している人が登録しています。大丈夫ですか？

A：参加可能です。

Q：参加者は、複数のサロンに登録してもいいですか？

A：参加可能です。

Q：参加地域の範囲は、必ず住所地でなければいけないのですか？

A：どこの地区での参加でもかまいません。

Q：お食事会で、お弁当を出したいのですが対象となりますか？

A：お弁当は、補助対象となりません。

Q：途中で計画が変更になった場合は、どうしたらいいのですか？

A：変更申請書を提出していただきます。

詳しくは、包括支援センターにお問い合わせください。

Q：領収書は必要ですか？

A：使用目的でお金が使われているか確認しなければならないので必要となります。使用物品が明記されているレシートでも構いませんので必ず保管しておいてください。

Q：ひとつの団体で3か所実施したいのですが、助成金は1団体限りですか？

A：地域でのサロン活動が目的ですので、地域の方が代表となるように計画してください。また、任意団体やボランティア団体で実施する場合も、代表者の方はその開催場所のごとに申請していただければ、補助の対象となります。

Q：外で行うパターゴルフやゲートボール活動は対象になりますか？

A：事業の目的が介護予防に資する内容である旨を計画書に記していただいて、適当と判断された際は、決定通知書を送付します。

介護予防事業とは心身の機能向上だけでなく、日常生活の活動を高め社会参加を促進し、人と人との繋がりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するためなので、個人的な一部仲間の趣味活動やサークル活動ではなく、地域でのかかわりを重視した集まりの内容で実施してください。

Q：申請は月ごとですか？ 補助金の交付も月ごとですか？

A：申請は事業実施前に事業計画書、収支予算書、参加者名簿を添付し、提出してください。年間の事業計画を申請していただきますので、月ごとに申請する必要はありません。補助金の交付については、事業終了後に実績報告書と共に補助金を請求していただきます。補助金の入金は、翌年の4月頃になります。

Q：他に支援しているところはありますか？

A：社会福祉協議会で実施している地域サロン活動支援事業等もありますので、お近くの社会福祉協議会までご相談ください。